

# 簡易無線局のアナログ方式の周波数の停波のお知らせ

アナログ方式の簡易無線局のうち、350MHz帯（348.5625MHz～348.8MHzの「小エリア簡易無線局」）及び400MHz帯（465.0375～465.15MHz、468.55MHz～468.85MHz）の周波数の使用期限は、**令和6年11月30日まで**となっております。

（令和3年9月1日の制度改正により、周波数の使用期限が延長されました）

なお、令和3年9月1日以降はアナログ簡易無線局は「再免許」するものに限られ、「新設（新たにアナログ簡易無線局を開設すること）」は原則として認められません。

## ● アナログ方式の簡易無線局の場合の対応

アナログ方式の周波数の使用は、令和6年11月30日までとなっており、使用期限までに無線局を廃止するか、使用期限以降において、引き続き簡易無線局を使用する場合には、デジタル方式の簡易無線局に変更する必要があります。

## ● アナログ／デジタルのデュアル方式の簡易無線局の場合の対応

アナログ方式の周波数及びデジタル方式の周波数を使用可能なデュアル方式の簡易無線局についても、アナログ方式の周波数の使用は、令和6年11月30日までとなります。

このため、無線設備がアナログ方式の周波数を発射できないよう令和6年11月30日までに無線設備の製造メーカー等でアナログ方式の周波数の発射を停止する無線設備の改修を行っていただく必要があります。

また、アナログ無線設備からデジタル無線設備へ変更する場合やアナログ方式の周波数の停波措置を行った場合には、無線局の変更申請等が必要となります。